

## 令和8年度 保育料助成（認証保育所・認可外保育施設）

## 【昨年度からの変更点】

- ・電子申請を導入しました
- ・国給付分（施設等利用費）と合わせて助成します
- ・申請のあと請求が必要になりました
- ・施設の利用条件を変更しました

電子申請はこちら



※昨年度と内容が異なります

※昨年度利用の方も必ずご確認ください

<b>対象チェック</b> <input type="checkbox"/> 新宿区にお住まい <input type="checkbox"/> 保育料を支払っている <input type="checkbox"/> 認可保育園に在籍していない <input type="checkbox"/> 保育の必要性がある	<b>いくらもらえる？</b> 0～2歳児：最大8万円 3～5歳児：最大7.7万円
<b>申請はいつ？どうやる？</b> ・年度ごとに手続きが必要 ・申請（対象確認：年1回） +請求（年1回以上） ※申請していないと請求はできません ・電子申請または紙申請	<b>締切</b> 4～6月利用 → 7月15日 7～9月利用 → 10月15日 10～12月利用 → 1月15日 1～3月利用 → 3月15日（申請） → 4月15日（請求）
<b>やること（4ステップ）</b> ① 対象か確認する ② 必要書類をそろえる ③ 申請する ④ 請求する	<b>手順</b> → 対象となるか（4ページ）で確認 → 書類一覧を確認 → 申請の手続きを行う → 請求の手続きを行う

## 【注意】

- ・年度ごとに必ず申請が必要です
- ・要件を満たさない場合は助成されません
- ・支給後に要件を満たしていないことが判明した場合は返還が必要です

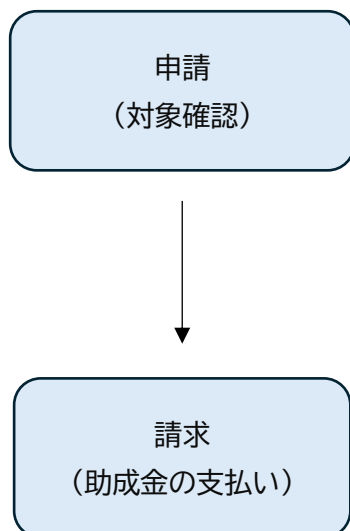
## 【担当】

新宿区子ども家庭部保育指導課給付係

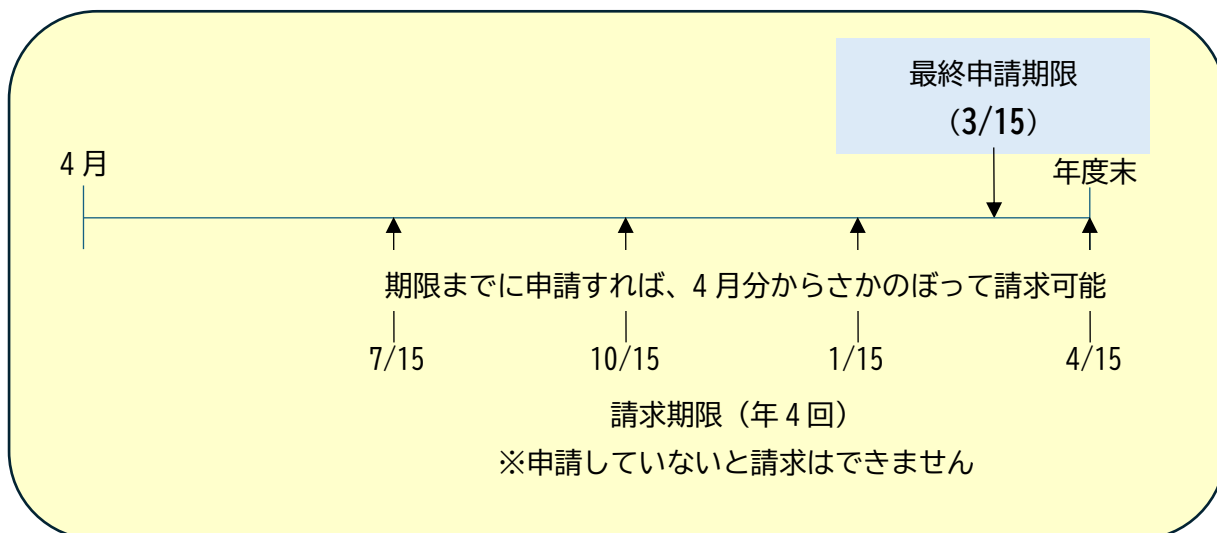
TEL 03-5273-4584 FAX 03-3209-2795

## 助成を受けるまでの流れと期限

### 【申請と請求の流れ】



### 【申請と請求の期限のイメージ】



### 【手続きのポイント】

- ・ 助成を受けるには、  
①申請（対象確認）と②請求の両方が必要です。
- ・ 申請は請求の前に必ず行う必要があります。
- ・ 申請期限（3月15日）までに申請した場合、  
4月利用分からさかのぼって請求できます。
- ・ 請求は年4回の締切ごとに行います。

### 【重要】

申請していないと請求はできません

## 提出書類

【あなたに必要な書類はこちら】

ご自身の状況に応じて、提出書類が異なります。

以下の該当する項目をご確認ください。

### 【申請時に必要な書類】

- 申請書
- 口座確認書類  
(振込先口座を確定するため、申請時に提出が必要です)
- 保育の必要性を確認する書類 (該当する場合のみ)  
・ 就労証明書    ・ 就労状況申告書 など
- 令和7年度税額確認書類 (該当する場合のみ)
- 令和8年度税額確認書類 (該当する場合のみ)

※お子さんの年齢や利用施設等により、  
提出が不要となる場合があります。  
(詳細は次ページをご確認ください。)

### 【請求時に必要な書類】

- 領収証兼提供証明書

### 【重要】

書類が揃っていない場合は、申請・請求できません

## 助成要件の詳細

### 【詳しい条件について】

対象となるかの目安は1ページをご確認ください。

ここでは助成の詳細な要件を記載しています。

#### ■対象となる方

- ・新宿区に住民登録がある方
- ・対象となる施設を利用している方

#### ■利用条件

- ・保育料を支払っていること
- ・認可保育所等を利用していないこと
- ・月極契約している場合は、その施設のみ助成対象であること  
(認証保育所・企業主導型保育事業のみ該当)

#### ■保育の必要性

保育の必要性がある方が対象となります

(就労、求職活動、疾病、介護など)

### 【保育の必要性の確認書類について】

以下の場合、確認書類の提出は不要です。

#### ■施設・年齢により不要となる場合

- ・認証保育所・認可外保育施設（企業主導型保育事業を除く）の  
3～5歳児クラスの方
- ・0～2歳児クラスの住民税非課税世帯の方

#### ■企業主導型保育事業を利用している場合

- ・施設から支給認定を受けるよう案内されている方

#### ■過去の申請状況により確認できる場合

- ・令和8年4月の認可保育所等の入園申込をしており、  
現在も就労状況等に変更がない方

#### ■世帯状況により確認できる場合

- ・きょうだいが認可保育所等に在園している方
- ・きょうだいが上記「施設・年齢により不要となる場合」に該当する方

### 【税額確認書類が必要な場合】

以下の場合、確認書類の提出が必要です。

#### ■令和7年度税額確認書類

以下の両方に該当する場合

- ・令和7年1月1日時点で新宿区に住民登録がなかった方
- ・4～8月分の助成を受けたい方

#### ■令和8年度税額確認書類

以下の両方に該当する場合

- ・令和8年1月1日時点で新宿区に住民登録がなかった方
- ・9～3月分の助成を受けたい方

※上記に該当する場合でも次の方は提出が不要です。

- ・令和7年度の申請時に提出済みの方（令和7年度税額確認書類のみ）
- ・3～5歳児クラスの方
- ・認証保育所・認可外保育施設（企業主導型を除く）の0～2歳児クラスの住民税非課税世帯の方

## 申請方法

### 【申請方法について】

#### ■電子申請（オンライン）

- ・区ホームページから手続きできます

#### ▼電子申請はこちら



電子申請

#### ■窓口で提出

- ・新宿区役所 保育指導課（区役所第1分庁舎7階）で受付しています

#### ■郵送で提出

- ・下記の提出先へお送りください

#### ▼制度の詳細はこちら



ホームページ

### 【提出先】

〒160-8484

東京都新宿区歌舞伎町 1-5-1

新宿区 子ども家庭部 保育指導課 給付係

### 【申請期限】

令和9年3月15日

### 【重要】

- ・申請後、助成を受けるには請求が必要です
- ・書類が揃っていない場合は受付できません

【お問い合わせ】

手続きについてご不明な点がある場合は、以下までお問い合わせください。

新宿区 子ども家庭部 保育指導課 給付係

電話：03-5273-4584 FAX：03-3209-2795

受付時間：平日 8時30分～17時

【よくある質問】

Q. 申請だけで助成は受けられますか？

A. 受けられません。申請後に請求が必要です。

Q. 途中からでも申請できますか？

A. 可能です。条件により過去分も請求できます。

Q. 書類が一部不足している場合はどうなりますか？

A. 書類が揃っていない場合は受付できません。